

財政状況の公表



令和 3 年 5 月
宇 城 市

はじめに

『地方自治法第243条の3第1項』及び『宇城市「財政状況」の作成及び公表に関する条例』の規定に基づく本編は、宇城市の財政や主要施策などについて市民の皆さまに理解を深めていただき、併せて市政の発展に向けてご協力を得るために、毎年5月と11月の年2回公表しているものです。

今回は、令和3年度当初予算を中心に、令和2年度下半期（10月1日から3月31日まで）における補正予算の概要、予算の執行状況、市有財産の保有状況などについてご説明します。

目次

1 令和3年度当初予算の概要

1 予算編成方針	
（1）地方財政の見通しと本市の財政状況	1
（2）予算編成の基本的な考え方	2
2 予算規模	5
3 一般会計の予算	
（1）歳入	6
（2）歳出	9

2 令和2年度下半期の補正予算の状況

1 一般会計及び特別会計予算の補正状況	13
2 企業会計予算の補正状況	14

3 令和2年度下半期の予算執行状況（令和3年3月31日現在）

1 一般会計の予算執行状況	
（1）歳入	15
（2）歳出	16
2 特別会計等の予算執行状況	
（1）特別会計	17
（2）企業会計	17

4 市民の税負担の状況

	18
--	----

⑤ 市債及び一時借入金の状況

1 市債の状況	19
2 一時借入金の状況	20

⑥ 市有財産の状況

1 土地及び建物	21
2 動産	22
3 有価証券	22
4 出資による権利	22
5 債権	22
6 基金	22

⑦ 資料編（令和元年度決算に基づく県内市町村の財政指標等）

1 財政力指数、経常収支比率、健全化判断比率	23
2 健全化判断比率の推移	24
3 地方債・基金の残高	25
4 消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の 増収分の使途について	26

⑧ 財政用語の解説

- ⑧ ⑨
- ・ 各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、その内訳は、合計と合致しないことがあります。
- ・ 数値は、精査のうえ変更することがあります。

Ⅰ 令和 3 年度当初予算の概要

1 予算編成方針

(1) 地方財政の見通しと本市の財政状況

内閣府の月例経済報告（令和 2 年 9 月）によると、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあります。持ち直しの動きがあるとし、先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等影響を注視する必要があるとされています。また、地域経済動向に基づく九州地域の景気判断においても同様の動きとなっています。

このような情勢の中、国の令和 3 年度予算においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」を踏まえ、感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政の一体改革の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしています。

また、地方行財政については、業務プロセス・情報システムの標準化等の行政のスマート化に向けた取り組みや、Society 5.0 を支える ICT インフラの整備を推進するとともに、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、防災・減災、国土強靱化、水道・下水道の広域化等の公営企業の経営改革など、地方団体の財政マネジメントを強化することとしています。

本市に甚大な被害をもたらした平成 28 年熊本地震から 5 年が経過しました。「復興まちづくり計画」に基づく全庁を挙げた取り組みにより、復興は一步一步着実に進んでいます。今後は残された課題に対応するとともに、本市の将来の発展と中長期的に安定した行財政運営に繋げていく必要があります。

これまで普通交付税縮減後の財政運営に備えるため蓄えてきた財政調整基金は、新型コロナウイルス感染症予防対策や災害復旧対策などを行うため、前倒しで取崩してきており、令和 3 年度以降、安定した財政運営の下で必要な行政サービスを着実に推し進めるためには、真に必要な事業への選択と集中、効率的な予算の執行を不断の取り組みとしていかなければなりません。

また、自主財源に乏しく地方交付税などの依存財源に頼らなければならない本市は、国の動向に左右される不安定な財政構造にあり、自治体財政の健全化を示す健全化比率の指標はこれまで改善し続けてきたものの、令和 3 年度以降の実質公債費比率は悪化していく見込みです。

さらに、経常収支比率は、普通交付税の縮減や熊本地震等の影響から 95.0%と財政構造の弾力性を失いつつあり、財政調整基金（預金）は、歳出の見直しをしなければ財源不足を補てんするために今後取り崩さざるを得ず、このままでは年度間の財源の不均衡を調整するために必要な一定額を保有することすらままならない危機的な状況となります。さらに平成 27 年度まで減少し続けていた地方債現在高（借金）は、平成 28 年度から増額に転じ後年度の財政負担増加の一因となっています。

このように、歳入面では人口減少に伴い、市税・普通交付税等が減少していくこと、歳出面では高齢化等に伴う社会保障関係経費が今後も増嵩していく見込みであること、様々な行政課題や大型建設事業、熊本地震復興事業、新型コロナウイルス感染症対策、防災・減災、国土強靱化など、市民の行政ニーズに応えていくためには、時代に即した真に必要な事務事業を見極め、行財政改革による効率

的な運営を目指すともに、歳入規模に見合った財政規模への転換を図ることが非常に重要です。

(2) 予算編成の基本的な考え方

ア 市総合計画等の着実な推進

第2次総合計画で定めた宇城市の将来像「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」の実現に向け掲げられた次の6つのまちづくり基本目標に基づき、市民ニーズを的確に把握したうえで、今何をすべきか職員一丸となり創意工夫を凝らし、効果的な事業に取り組むものとしますが、引き続き、政策体系に基づく各種施策の優先順位の峻別を図りつつ、実施していく施策の「選択と集中」により対応していきます。

後期基本計画が策定されるまでの間は、前期基本計画の次の目標を踏襲します。

- | | |
|---------------|--------------|
| ①「復興する」まちづくり | ②「育てる」まちづくり |
| ③「住み続ける」まちづくり | ④「持続する」まちづくり |
| ⑤「選ばれる」まちづくり | ⑥「活躍する」まちづくり |

またそのうえで、本市における人口減少の緩和、及び人口減少社会でも持続可能なまちの形成に向けた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に推進することにより、将来にわたって持続的発展できる地域創りの実現に向けた予算編成とします。

イ 行財政構造の継続的な取り組み

財政健全化判断比率は改善傾向にあるもの、限られた財源・人員の中で、効率的で持続可能な行財政運営を図るため、歳入に応じた歳出構造への転換（歳出改革）が喫緊の課題であり、まちづくり基本目標の課題解決のための施策を踏まえつつ、歳入・歳出両面において抜本的な見直しを行います。

特に、経常経費の抑制を目的とした次の3項目を、引き続き「重点見直し項目」と位置づけ、その方針に基づき早期実現を図るものとします。

- | |
|--|
| ① 少ない財源で効率的な経営体制を確立すべく、事務事業を徹底して見直します。 |
| ② 施設の集約・複合化等による最適化と民間活力の導入による管理運営の合理化、業務のアウトソーシングやRPA・AI導入による業務改革等を図ります。 |
| ③ 下水道事業及び水道事業並びに病院事業の経営効率化、健全化の確立を図ります。 |

(ア) 事務事業消化から政策課題解決への体質改革

- 長年の体質の中で「事業をすること」が目的化している傾向があるため、本来の目的を明らかにし、必要な事業であるかを検証します。
- 利害関係者の要望に振り回されず、真に税金を充てるべき事業を組立て、その優先順位を付けます。
- 「あれもしました、これもしました」といった事業消化を良く見せるのではなく、良くなるための知恵を出し合います。

(イ) 事務事業の優先順位の峻別

厳しい財政状況と大幅な事業費削減の可能性を踏まえ、安易に過去の実績によることなく、経営感覚を持って事業の優先順位の峻別を厳しく行い、真に必要な事業への財源重点化を図ります。

また、これまでの事務事業評価の結果等を踏まえ、見直しを図るとともに、現在抱える様々な行政課題を解決すべく業務改善に努めます。

(ウ) 行政の守備範囲、市の役割の精査・見直し

a 社会情勢の変化を踏まえ、行政と民間、国・県との適切な役割分担並びに市の関与の在り方を見直し、事務事業の存廃を含めた必要性等を見直します。

b 事務事業のアウトソーシングは、複雑・多様化する市民ニーズに的確に応え、行政サービス水準の向上とともに、財政負担を軽減することが期待できるものであり、行政経営改革の有効な手段であるため、速やかな検討、積極的推進を図り、効率的な行財政運営に努めます。

(エ) 簡素で効率的な行政体制の確立

組織・機構は、市民ニーズや時代の変化に即応できるように、柔軟に見直しを進める必要があり、限られた人材を有効に活用するため、職員の能力や適性に応じた人事配置による組織体制の強化やスクラップ・アンド・ビルドを基本にスリム化を図るとともに、その効率化、活性化に努め、時間外勤務手当等の行政経費の抑制に繋がります。

(オ) 事務事業の簡素化、整理合理化、施策水準の見直し

a 「最少の経費で最大の効果」を発揮しているか、目的に基づいた事業の成果、費用対効果が得られているかについて、精査を行います。

b 同質あるいは類似の事務を他部署と重複して処理しているものは、その一元化を図ります。

c 他団体に比べ相対的に施策の水準が高い分野については、見直しを行います。

(カ) 事務事業の廃止・休止・縮小、終期の設定の徹底

a 社会経済情勢の変化により存続意義が薄れているもの、あるいは予定した効果が上がっていないものについては、休止又は廃止します。

b 既に事業の目的を達しているもの、あるいは事業効果が一定水準に達しているものについては、事業を休止又は廃止するか、その進度を遅らせません。

c 特に、3年間以上継続している事業は、その成果や効果を検証するとともに、行政の責任と役割や事業効果等の観点から、ゼロベースで見直します。

d 新規事業は、真に必要な不可欠なものに限ることとし、原則としてスクラップ・アンド・ビルドによる既存事業の見直しに伴う費用振替とします。

e 事業の終期設定は必ず行うこととし、未設定のものについては速やかに終期を設定します。

(キ) 歳入確保の徹底

歳出の見直しのみならず、財源の確保に向けた見直しも積極的に推進します。

具体的には、将来の税源涵養に繋がる企業誘致や産業振興への取組み、適正課税・対策の推進、現有未利用資産及び施設再編に伴う資産の新たな有効活用、消費税増税や受益者負担の原則に伴う使用料等の見直し、未収金対策等の推進を図ります。

事業の財源については、従前からの財源だけではなく、先進自治体の取組みや事例を参考に、積極的な歳入確保の手段について広く検討を行い、これまで以上の財源確保に努めます。

また、特定財源の確保については、国・県の予算編成の動向が現時点では不透明な状況ではありますが、市の予算編成に大きな影響を及ぼすものであり、法令や制度等の情報収集に努め、補助金等を積極的に活用し、創意工夫のある新たな収入の確保に幅広く取組みます。

(3) 特別会計等の経営改善、一部事務組合等に対する指導・助言の徹底

ア 特別会計及び企業会計については、一般会計と同一基調に立ち、受益者負担の適正化や業務改善による自主財源の確保、事務事業及び運営手法の見直しに取組み、財源を安易に一般会計に依存することなく、基準内での繰出に最大限努めます。

イ 国民健康保険の運営主体が平成 30 年度から県へ移管されたことから、財政運営の健全化に向け、保険税の徴収率向上や医療費の適正化などの取組みをさらに進めます。

ウ 市が構成員として負担金等を支出している団体については、団体等自らが事務事業の整理合理化、経費の節減等、運営改善に努めるよう指導・助言を徹底する。特に、第 3 セクター等で、累積赤字が発生しているもの、若しくはその恐れがあるものについては、その実態を把握し、経営の改善や施設運営の在り方を検証し、新たな投資が発生しないよう努めます。

エ 外郭団体等に係る補助金、業務委託料等の予算要求は、当該団体の業務内容、収支等の財政状況を再確認し、その在り方や事業手法等についての見直しを主体的に行い、その結果を予算編成に反映させます。

また、委託事業については、事業の主体はあくまでも市であることを再認識し、各所管において予算編成に関わり、外郭団体等が積極的に自主財源の確保に努め、経営の健全化・安定化が図られるように働きかけます。

オ その他、市が財政支援を行っている団体については、改めて市が関与する必要性の検証を行い、当該団体と十分に協議しながら、目的、効果、支援内容について抜本的に見直します。

※出典元：令和 2 年 1 0 月通知の「令和 3 年度予算の編成について」より。

2 予算規模



自治体の会計は、大きく「一般会計」と「特別会計」に分ける（地方自治法第209条）ことができます。自治体は1つの会計（一般会計）で全ての収支を経理するのが原則ですが、特定の事業を行う場合や特定の収入を特定の支出に充てて経理する必要がある場合には、法律や条例に基づいて特別会計を設置することができ、一般会計と区分して予算を管理しています。

表1（会計別当初予算規模）

（単位：千円、％）

会計区分		令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
一般会計		29,785,076	33,987,393	▲ 4,202,317	▲ 12.4
特別会計	国民健康保険	8,077,758	8,092,340	▲ 14,582	▲ 0.2
	後期高齢者医療	903,575	868,705	34,870	4.0
	介護保険	6,886,964	7,084,321	▲ 197,357	▲ 2.8
	奨学金	16,491	19,575	▲ 3,084	▲ 15.8
	小計	15,884,788	16,064,941	▲ 180,153	▲ 1.1
企業会計	水道事業	1,835,765	1,969,483	▲ 133,718	▲ 6.8
	下水道事業	2,664,490	2,741,024	▲ 76,534	▲ 2.8
	市民病院事業	547,602	552,567	▲ 4,965	▲ 0.9
	小計	5,047,857	5,263,074	▲ 215,217	▲ 4.1
合計		50,717,721	55,315,408	▲ 4,597,687	▲ 8.3

特別会計

- ① 国民健康保険・・・保険税の収納や医療費の給付などの運営に係る収支
- ② 後期高齢者医療・・・保険料の徴収や広域連合への納付などに係る収支
- ③ 介護保険・・・保険料の徴収や介護費の給付などの運営に係る収支
- ④ 奨学金・・・修学に必要な費用の貸付けや貸付金収入などの運営に係る収支

企業会計

- ① 水道事業・・・給水の運営に係る収支を企業会計方式で経理
- ② 下水道事業・・・公共下水道や農業集落排水としての汚水処理や施設の整備・管理などの運営にかかる収支を企業会計方式で経理
- ③ 病院事業・・・宇城市民病院の運営に係る収支を企業会計方式で経理

3 一般会計の予算

本年度の当初予算は、市長改選期直後の予算審議となることから、義務的経費や市民の生活に直接影響を与える事業を中心とした「骨格予算」として編成しています。

(1) 歳入

一般会計歳入予算の状況を見てみると、「地方交付税」「地方特例交付金」は増額を見込んでいます。主な項目の予算額と増減理由は以下のとおりです。

増加項目

- ・地方特例交付金・・・4,627万5千円（対前年度：+1,933万円、+71.7%）
【主な理由】新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の新設など
- ・地方交付税・・・91億5,298万円（対前年度：+3億8,298万円、+4.4%）
【主な理由】熊本地震対応で発行した起債の償還開始による交付税措置の増など

減少項目

- ・市税・・・58億7,238万1千円（対前年度：▲4,932万3千円、▲0.8%）
【主な理由】個人所得及び法人所得の減による市民税の減額など
- ・市債・・・31億8,670万円（対前年度：▲22億6,420万円、▲41.5%）
【主な理由】普通建設事業費の減に伴う地方債の減額など

表2（一般会計当初歳入予算）

（単位：千円、％）

区 分	令和3年度		令和2年度		比 較	
	予算額 (A)	構成比	予算額 (B)	構成比	③ (A-B)	③ / ②
1 市 税	5,872,381	19.7	5,921,704	17.4	▲ 49,323	▲ 0.8
2 地 方 譲 与 税	268,919	0.9	274,387	0.8	▲ 5,468	▲ 2.0
3 利 子 割 交 付 金	1,718	0.0	2,261	0.0	▲ 543	▲ 24.0
4 配 当 割 交 付 金	13,296	0.0	13,894	0.0	▲ 598	▲ 4.3
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	15,642	0.1	8,988	0.0	6,654	74.0
6 法 人 事 業 税 交 付 金	17,044	0.1	0	0.0	17,044	皆増
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,095,823	3.7	1,109,134	3.3	▲ 13,311	▲ 1.2
8 ゴルフ場利用税交付金	33,035	0.1	35,065	0.1	▲ 2,030	▲ 5.8
9 環 境 性 能 割 交 付 金	12,547	0.0	17,198	0.1	▲ 4,651	▲ 27.0
10 地 方 特 例 交 付 金	46,275	0.2	26,945	0.1	19,330	71.7
11 地 方 交 付 税	9,152,980	30.7	8,770,000	25.8	382,980	4.4
（ 一 般 財 源 計 ）	16,529,660	55.5	16,179,576	47.6	350,084	2.2
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,657	0.0	6,440	0.0	217	3.4
13 分 担 金 及 び 負 担 金	132,083	0.4	140,988	0.4	▲ 8,905	▲ 6.3
14 使 用 料 及 び 手 数 料	319,716	1.1	314,288	0.9	5,428	1.7
15 国 庫 支 出 金	4,365,738	14.7	5,696,312	16.8	▲ 1,330,574	▲ 23.4
16 県 支 出 金	2,567,927	8.6	2,990,014	8.8	▲ 422,087	▲ 14.1
17 財 産 収 入	21,783	0.1	22,258	0.1	▲ 475	▲ 2.1
18 寄 附 金	1,210,500	4.1	422,000	1.2	788,500	186.8
19 繰 入 金	965,465	3.3	2,224,968	6.5	▲ 1,259,503	▲ 56.6
20 繰 越 金	300,000	1.0	300,000	0.9	0	0.0
21 諸 収 入	178,847	0.6	239,649	0.7	▲ 60,802	▲ 25.4
22 市 債	3,186,700	10.7	5,450,900	16.0	▲ 2,264,200	▲ 41.5
歳 入 合 計	29,785,076	100.0	33,987,393	100.0	▲ 4,202,317	▲ 12.4

歳入は、大きく分けると「一般財源と特定財源」、「自主財源と依存財源」の2つの分類に区分することができます。

ア 一般財源と特定財源

一般財源・・・資金の使途が特定されておらず、どのような経費にも使用できるもの

(例) 市税や地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税など

特定財源・・・道路整備事業等の国や県からの補助金など、使途が特定されているもの

(例) 国県支出金や市債、繰入金など

※ 一般財源の割合が高いほど様々な行政需要に自主的かつ柔軟に対応することができます

自由に使えるお金「一般財源」は、**3億5,008万4千円増加**しています

市が自由に使えるお金「一般財源」は165億2,966万円となり【図1】、前年度と比較して3億5,008万4千円増加する見込みです。

図1 (一般会計歳入予算に係る一般財源と特定財源)

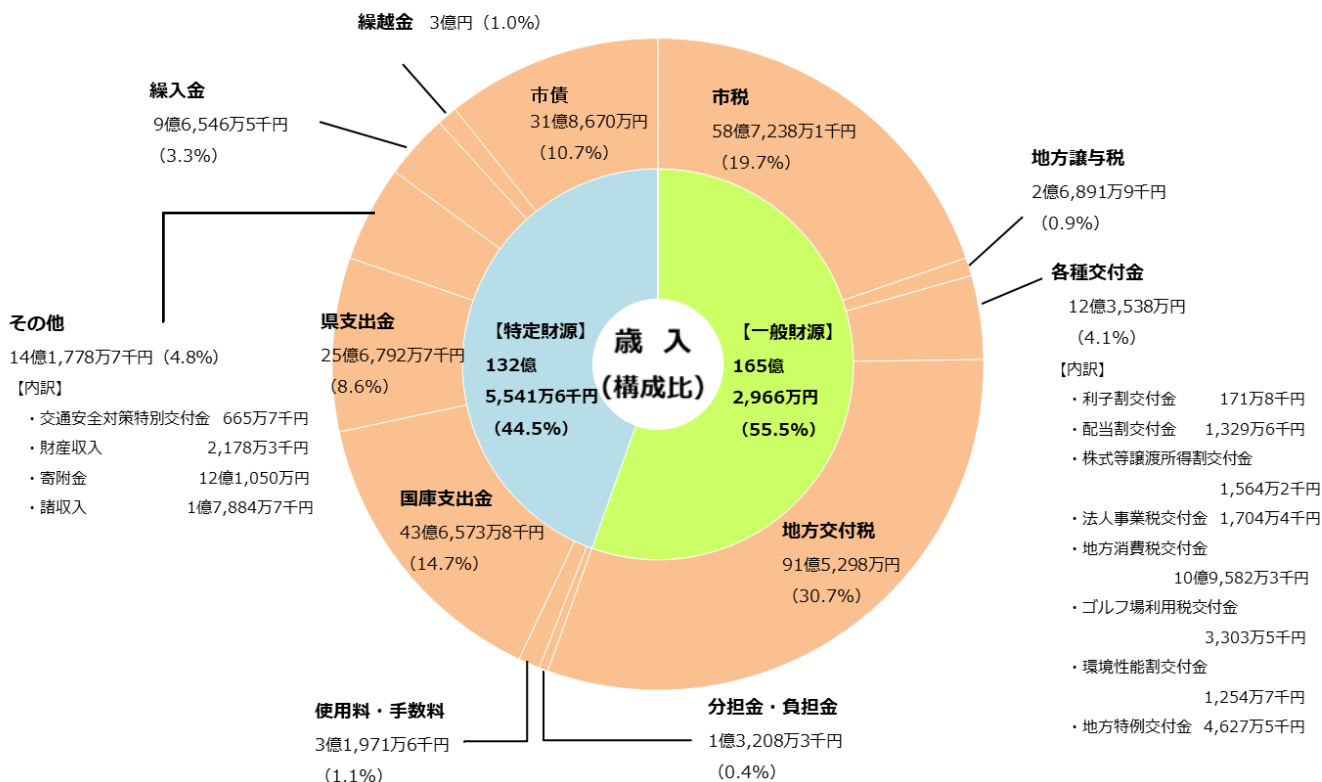
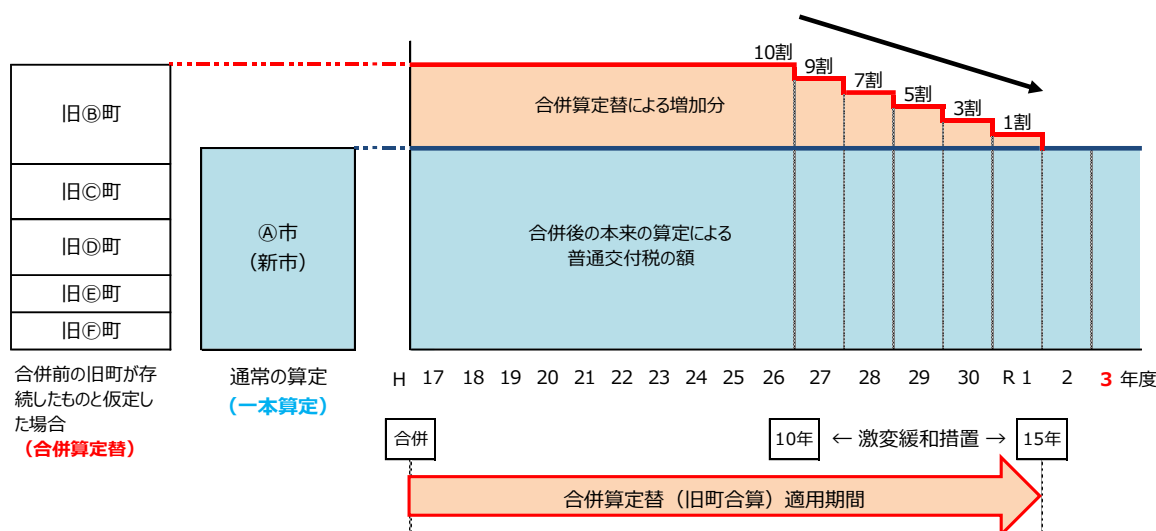


図2（普通交付税の合併算定替イメージ図）

本市は平成17年1月15日に合併し、10年間は合併算定替による交付税の増加分が保障されていましたが、11年目を迎えた平成27年度から段階的に普通交付税が縮減され、令和2年度からは合併算定替の特例期間が終了し、通常の交付税算定に移行しています。



イ 自主財源と依存財源

自主財源・・・市の権限で自主的に収入することができるもの

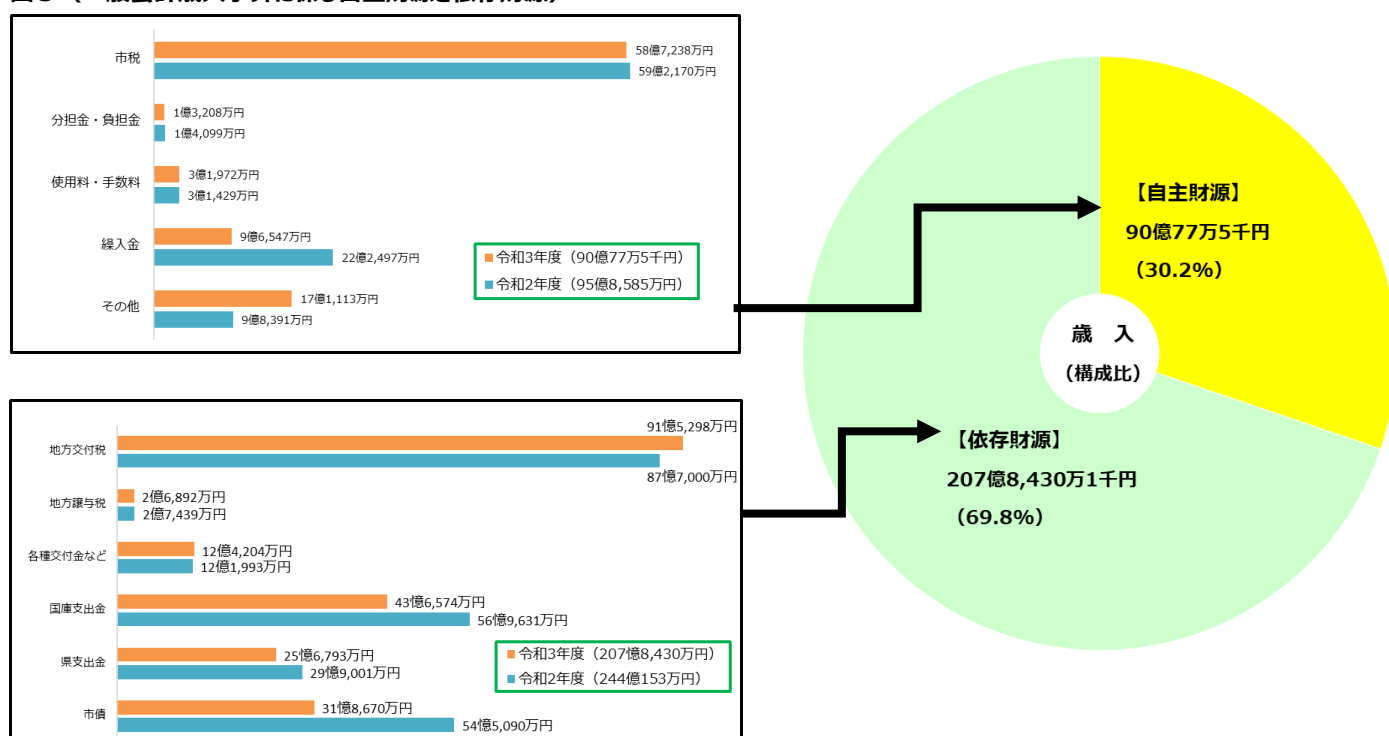
（例）市税や使用料及び手数料、基金（預貯金）の取崩しによる繰入金など

依存財源・・・国や県を通じて一定の基準により交付されたりする収入のこと

（例）地方交付税や国県支出金、市債など

本市の状況を見ると、自主財源の中で最も高い割合を占める市税は、前年度よりも0.8%減少する見込みです。依存財源が全体に占める割合は69.8%と高く、国や県などの施策の影響を受けやすい脆弱な財政構造であると言えます【図3】。

図3（一般会計歳入予算に係る自主財源と依存財源）



(2) 歳出

歳出はその用途により「目的別」と「性質別」に分けることができます。

ア 目的別経費

「どのような目的に使うか」という分類です

(例) 高齢者、障がい者、児童福祉など社会福祉の増進に要する経費は「民生費」、道路の改良や維持管理に要する経費は「土木費」、学校や生涯スポーツ、文化財保護などに要する経費は「教育費」など

🏠 「民生費」が、全体の38%を占めています

構成割合を見ると、福祉や保育などの社会保障に係る「民生費」が全体の38%と前年度に引き続き最も高く、次いで本庁舎大規模改修工事を含む「総務費」が16%、市債元金償還等のための「公債費」が14.3%となっています【図4】。

令和3年度の一般会計当初予算は、政策的な経費を除いた「骨格予算」として編成しており、人件費、扶助費及び公債費などの義務的経費や経常的な事務事業、施設運営経費等を中心に計上しています。

ただし、市民の生活に直接影響を与える事業、年度当初から着手しなければ建設事業の進捗に支障が生じるものや災害復旧事業等については、本予算で計上しています。

本年度の主な項目の予算額は以下のとおりですが、骨格予算編成に伴い政策予算の予算計上を見送っていることもあり、建設事業が大きな割合を占める土木費や教育費については大幅な減額となっています。【表3】。

主な項目の予算額

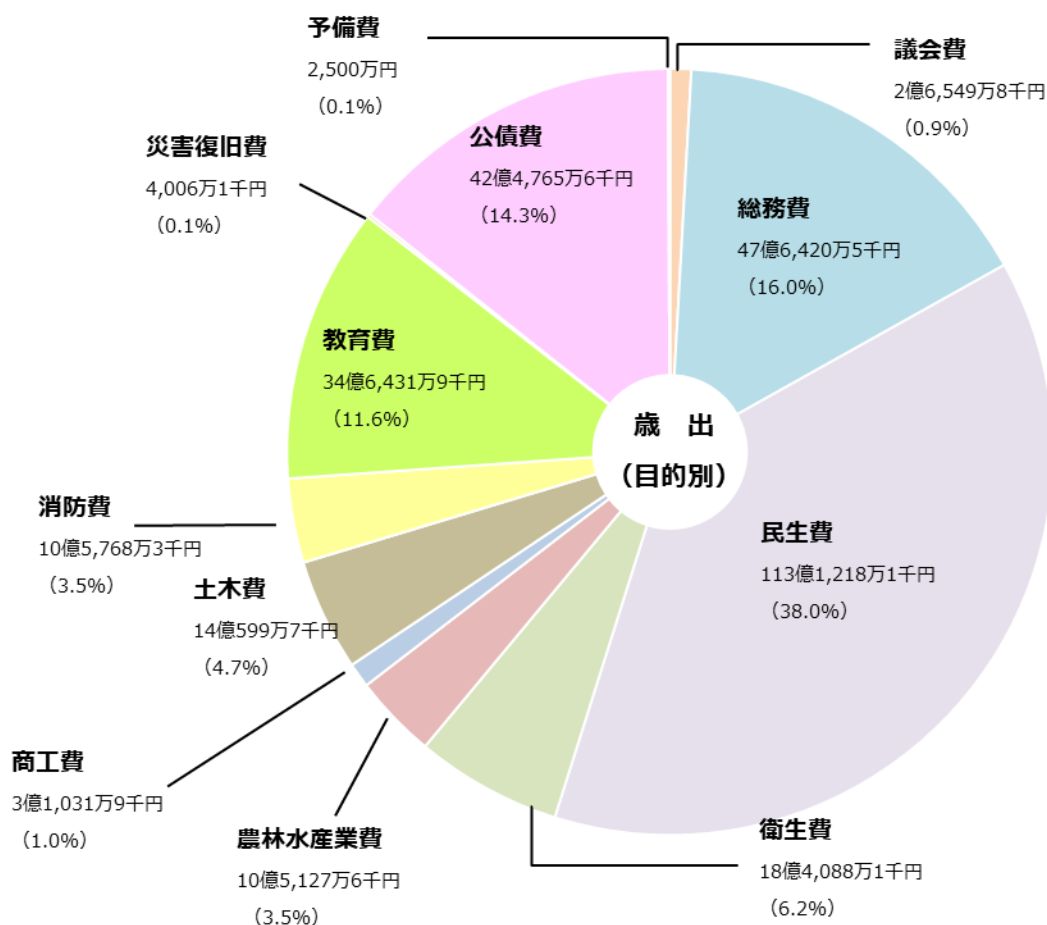
- ・ 議会費 2 億 6,549 万 8 千円 (対前年度：+5,197 万 9 千円、+24.3%)
【主な内容】 議場システム改修業務委託料など
- ・ 総務費 47 億 6,420 万 5 千円 (対前年度：+3 億 2,602 万 8 千円、+7.3%)
【主な内容】 本庁舎大規模改修工事費やふるさと納税事務一括代行業務委託料など
- ・ 民生費 113 億 1,218 万 1 千円 (対前年度：▲2 億 807 万 8 千円、▲1.8%)
【主な内容】 障害福祉サービス等事業扶助費や私立保育所運営費負担金など
- ・ 衛生費 18 億 4,088 万 1 千円 (対前年度：▲765 万円、▲0.4%)
【主な内容】 定期予防接種業務委託料や宇城広域連合クリーンセンター事業費負担金など
- ・ 土木費 14 億 599 万 7 千円 (対前年度：▲21 億 6,367 万 6 千円、▲60.6%)
【主な内容】 下水道事業会計負担金・補助金など
- ・ 教育費 34 億 6,431 万 9 千円 (対前年度：▲13 億 1,500 万 3 千円、▲27.5%)
【主な内容】 不知火小校舎解体工事費、松橋総体育合文化センター大規模改修工事費など
- ・ 公債費 42 億 4,765 万 6 千円 (対前年度：+2 億 6,507 万 5 千円、+6.7%)
【主な内容】 市債元金償還金など

表3（一般会計当初歳出予算・目的別）

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度		令和2年度		比 較	
	予算額 (A)	構成比	予算額 (B)	構成比	③ (A - B)	③ / ②
1 議 会 費	265,498	0.9	213,519	0.6	51,979	24.3
2 総 務 費	4,764,205	16.0	4,438,177	13.1	326,028	7.3
3 民 生 費	11,312,181	38.0	11,520,259	33.9	▲ 208,078	▲ 1.8
4 衛 生 費	1,840,881	6.2	1,848,531	5.4	▲ 7,650	▲ 0.4
5 農 林 水 産 業 費	1,051,276	3.5	1,396,831	4.1	▲ 345,555	▲ 24.7
6 商 工 費	310,319	1.0	365,063	1.1	▲ 54,744	▲ 15.0
7 土 木 費	1,405,997	4.7	3,569,673	10.5	▲ 2,163,676	▲ 60.6
8 消 防 費	1,057,683	3.6	1,515,163	4.5	▲ 457,480	▲ 30.2
9 教 育 費	3,464,319	11.6	4,779,322	14.1	▲ 1,315,003	▲ 27.5
10 災 害 復 旧 費	40,061	0.1	333,274	1.0	▲ 293,213	▲ 88.0
11 公 債 費	4,247,656	14.3	3,982,581	11.7	265,075	6.7
12 予 備 費	25,000	0.1	25,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	29,785,076	100.0	33,987,393	100.0	▲ 4,202,317	▲ 12.4

図4（一般会計歳出予算に係る目的別経費内訳）



イ 性質別経費

「こういった性質の経費なのか」という分類です

義務的経費	支出の義務付けが強く、任意に減らすことができない経費
人件費	職員の給料や退職金、各種委員、非常勤職員等の報酬など
扶助費	保育園などの児童支援、高齢者、障がい者支援に要する経費など
公債費	市債（借金）の返済に要する経費

※ 義務的経費の割合が高いほど財政の硬直化（自由に使えるお金が少なくなること）が進んでいます。

🏠 「義務的経費」が、全体の53.7%を占めています

構成割合を見ると、義務的経費が前年度から3億9,356万1千円増加し（+2.5%）、159億7,240万6千円となり、全体の53.7%を占めています【図5】。

経費ごとの予算額と増減理由は以下のとおりです。

義務的経費

- ① 人件費 ・ ・ ・ 42億7,564万8千円（対前年度：▲9,279万9千円、▲2.1%）
【主な理由】一般職給料や退職手当組合負担金の減額など
- ② 扶助費 ・ ・ ・ 74億4,910万2千円（対前年度：+2億2,128万5千円、+3.1%）
【主な理由】私立保育所運営費負担金や障害福祉サービス等事業費の増額など
- ③ 公債費 ・ ・ ・ 42億4,765万6千円（対前年度：+2億6,507万5千円、+6.7%）
【主な理由】熊本地震からの復旧費用として借り入れた資金返済による増額など

投資的経費

- ① 普通建設事業費 ・ ・ ・ 28億48万8千円（対前年度：▲38億66万7千円、▲57.6%）
【主な理由】土木工事費や学校施設改築の事業費の減額など
- ② 災害復旧事業費 ・ ・ ・ 4,006万1千円（対前年度：▲2億9,321万3千円、▲88%）
【主な理由】熊本地震の影響による土木工事費や建設工事費の減額など

その他の経費

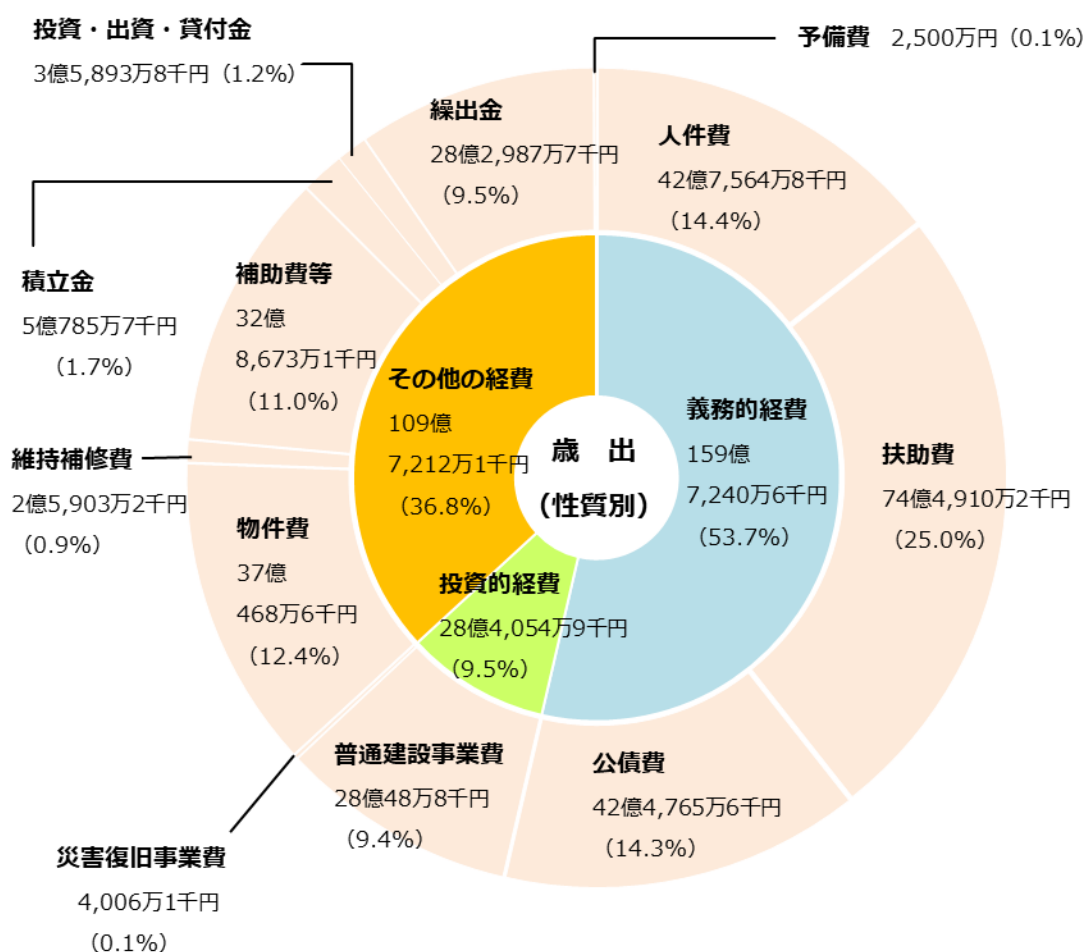
- ① 物件費 ・ ・ ・ 37億468万6千円（対前年度：▲1億8,772万円、▲4.8%）
【主な理由】公共建築物点検や行政事務等事務委託費の減額など
- ② 維持補修費 ・ ・ ・ 2億5,903万2千円（対前年度：▲4億6,351万4千円、▲64.2%）
【主な理由】道路橋りょう維持工事費の減額など
- ③ 補助費等 ・ ・ ・ 32億8,673万1千円（対前年度：▲3億5,556万1千円、▲9.8%）
【主な理由】被災宅地復旧支援事業補助金の減額など

表 4 (一般会計当初歳出予算・性質別)

(単位：千円、%)

区 分	令和 3 年度		令和 2 年度		比 較	
	予算額 ①	構成比	予算額 ②	構成比	③ (①－②)	③ / ②
1 義 務 的 経 費	15,972,406	53.7	15,578,845	45.9	393,561	2.5
(1) 人 件 費	4,275,648	14.4	4,368,447	12.9	▲ 92,799	▲ 2.1
(2) 扶 助 費	7,449,102	25.0	7,227,817	21.3	221,285	3.1
(3) 公 債 費	4,247,656	14.3	3,982,581	11.7	265,075	6.7
2 投 資 的 経 費	2,840,549	9.5	6,934,429	20.4	▲ 4,093,880	▲ 59.0
(1) 普 通 建 設 事 業 費	2,800,488	9.4	6,601,155	19.4	▲ 3,800,667	▲ 57.6
(2) 災 害 復 旧 事 業 費	40,061	0.1	333,274	1.0	▲ 293,213	▲ 88.0
3 物 件 費	3,704,686	12.4	3,892,406	11.4	▲ 187,720	▲ 4.8
4 維 持 補 修 費	259,032	0.9	722,546	2.1	▲ 463,514	▲ 64.2
5 補 助 費 等	3,286,731	11.0	3,642,292	10.7	▲ 355,561	▲ 9.8
6 積 立 金	507,857	1.7	193,721	0.6	314,136	162.2
7 投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	358,938	1.2	162,845	0.5	196,093	120.4
8 繰 出 金	2,829,877	9.5	2,835,309	8.3	▲ 5,432	▲ 0.2
9 予 備 費	25,000	0.1	25,000	0.1	0	0.0
歳 出 合 計	29,785,076	100.0	33,987,393	100.0	▲ 4,202,317	▲ 12.4

図 5 (一般会計歳出予算に係る性質別経費内訳)



2 令和2年度下半期の補正予算の状況

1 一般会計及び特別会計予算の補正状況（10月～3月）

【一般会計】・・・5回の補正、計3億118万5千円の増額

① 12月補正（+12億8,204万4千円）

【主な理由】ふるさと納税事務一括代行業務委託の増や、水道事業出資金の増額など

② 12月補正【専決処分】（+4,331万7千円）

【主な理由】新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額など

③ 2月補正【専決処分】（+2億435万円）

【主な理由】新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費の増額など

④ 3月補正（▲13億6,987万6千円）

【主な理由】障害福祉サービス等事業扶助費の増額など
各種事業費の収支精査による予算減額など

⑤ 3月補正【追加提案】（+1億4,135万円）

【主な理由】橋りょう維持補助事業や小中学校教育活動継続支援業務の増など

【特別会計】

① 「国保」・・・2回の補正、計2億5,370万5千円の減額

一般被保険者療養給付費負担金の減額など

② 「後期」・・・2回の補正、計1,618万1千円の減額

後期高齢者医療広域連合納付金（保険基盤安定負担金）の減額など

③ 「介護」・・・2回の補正、計3億1,212万8千円の減額

介護サービス等給付費負担金の執行残による減額など

④ 「奨学金」・・・1回の補正、計20万7千円の増額

奨学基金元金積立金の増額など

表 5 (一般会計及び特別会計に係る下半期の補正状況)

■一般会計及び特別会計に係る下半期の補正状況■

(単位：千円)

会計区分	当初予算	9月末 予算現額	12月補正	12月専決	2月専決	3月補正①	3月補正②	最終予算 予算現額
一般会計	33,987,393	45,073,762	1,282,044	43,317	204,350	▲ 1,369,876	141,350	45,374,947
特別会計	16,064,941	16,753,267	9,936	0	0	▲ 591,743	0	16,171,460
国民健康保険	8,092,340	8,154,420	▲ 966	0	0	▲ 252,739	0	7,900,715
後期高齢者医療	868,705	896,042	▲ 12,128	0	0	▲ 4,053	0	879,861
介護保険	7,084,321	7,676,656	23,030	0	0	▲ 335,158	0	7,364,528
奨学金	19,575	26,149	0	0	0	207	0	26,356
計	50,052,334	61,827,029	1,291,980	43,317	204,350	▲ 1,961,619	141,350	61,546,407

2 企業会計予算の補正状況

【企業会計】

① 「水道」・・・2回の補正

収益的・・・収入＝3,311万7千円の減額 / 支出＝1,907万7千円の減額

資本的・・・収入＝3億8,600万円の増額 / 支出＝600万円の減額

② 「下水道」・・・2回の補正

収益的・・・収入＝1億6,156万8千円の増額 / 支出＝3,816万3千円の減額

資本的・・・収入＝1,853万9千円の増額 / 支出＝214万2千円の増額

③ 「病院」・・・2回の補正

収益的・・・収入＝6,150万3千円の減額 / 支出＝3,323万7千円の減額

資本的・・・収入＝677万4千円の減額 / 支出＝650万円の減額

表 6 (企業会計に係る下半期の補正状況)

(単位：千円)

会計区分			当初予算	9月末 予算現額	12月補正	3月補正	最終予算 予算現額
水道事業	収益的	収入	1,214,453	1,214,453	0	▲ 33,117	1,181,336
		支出	1,410,533	1,407,586	21,117	▲ 40,194	1,388,509
	資本的	収入	125,913	125,913	386,000		511,913
		支出	558,950	568,950	0	▲ 6,000	562,950
下水道事業	収益的	収入	1,304,897	1,304,897	163,940	▲ 2,372	1,466,465
		支出	1,484,856	1,492,347	12,688	▲ 50,851	1,454,184
	資本的	収入	729,265	797,615	12,839	5,700	816,154
		支出	1,256,168	1,346,287	▲ 77	2,219	1,348,429
市民病院事業	収益的	収入	428,490	428,490	11,129	▲ 72,632	366,987
		支出	533,597	537,831	4,025	▲ 37,262	504,594
	資本的	収入	8,687	20,987		▲ 6,774	14,213
		支出	18,970	25,270		▲ 6,500	18,770

3 令和2年度下半期の予算執行状況（令和3年3月31日現在）

1 一般会計の予算執行状況

(1) 歳入

令和2年度下半期の歳入予算に対する収入率は・・ **70.2%（前年度比+4.7ポイント）**

【予算現額 453 億 7,494 万 7 千円に対して、収入済額は 318 億 4,004 万 6 千円】

歳入予算科目（区分）のうち国庫支出金、県支出金及び市債は、3月末における収入率が毎年度低い状況となっています。これは、建設事業の実績報告が年度末に実施されることが多く、併せて補助金の交付請求や市債の借入れ手続きを同時期に行うためです。補助金については、概ね4月から5月、市債は5月末に収入されます。

また、繰越事業の財源となる収入については、翌年度に受け入れることとなります。

表7（令和元年度一般会計 歳入予算執行状況）

（単位：千円、%）

区 分	予算現額 ①	9月30日現在 収入済額	3月31日現在 収入済額 ②	差引額 ①－②	収入率 ②/①
1 市 税	5,896,111	3,104,591	6,019,754	▲ 123,643	102.1
2 地 方 譲 与 税	274,627	84,401	204,448	70,179	74.4
3 利 子 割 交 付 金	3,463	1,360	2,728	735	78.8
4 配 当 割 交 付 金	13,894	4,762	5,289	8,605	38.1
5 株式等譲渡所得割交付金	8,988	0	0	8,988	0.0
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,267,207	717,237	1,267,207	0	100.0
7 ゴルフ場利用税交付金	35,065	12,094	22,773	12,292	64.9
8 環 境 性 能 割 交 付 金	17,198	5,874	13,343	3,855	77.6
9 地 方 特 例 交 付 金	53,586	53,586	53,586	0	100.0
10 地 方 交 付 税	9,450,271	6,748,471	9,987,841	▲ 537,570	105.7
11 交通安全対策特別交付金	6,440	0	6,834	▲ 394	106.1
12 分 担 金 及 び 負 担 金	206,820	42,706	107,534	99,286	52.0
13 使 用 料 及 び 手 数 料	293,192	139,151	297,851	▲ 4,659	101.6
14 国 庫 支 出 金	13,056,259	7,330,576	10,357,342	2,698,917	79.3
15 県 支 出 金	3,841,666	161,704	1,040,817	2,800,849	27.1
16 財 産 収 入	21,896	7,687	23,760	▲ 1,864	108.5
17 寄 附 金	1,210,769	128,476	558,578	652,191	46.1
18 繰 入 金	1,950,874	0	39,903	1,910,971	2.0
19 繰 越 金	466,648	0	466,648	0	100.0
20 諸 収 入	1,578,719	441,576	1,331,282	247,437	84.3
21 市 債	5,696,100	0	11,600	5,684,500	0.2
22 法 人 事 業 委 税 交 付 金	25,154	16,542	20,928	4,226	83.2
歳 入 合 計	45,374,947	19,000,794	31,840,046	13,534,901	70.2

※上記の金額には、繰越明許費は含まれていません。

(2) 歳出

令和２年度下半期の目的別歳出予算の執行率は・・ **80%（前年度比+1.7ポイント）**

【予算現額 453 億 7,494 万 7 千円に対して、支出済額は 362 億 7,894 万 4 千円】

平成 28 年熊本地震前までの執行率は 85%前後で推移していましたが、地震等の影響による事業進捗の遅れや建設業者の人手不足等に起因した入札不調などにより平成 28 年度は 62.4%まで落ち込みました。国の補正予算に伴う大型事業の繰越も予定されていることから、地震前の執行率には及びませんが、毎年度着実に改善されています。

表 8（令和２年度一般会計 目的別歳出予算執行状況）

（単位：千円、%）

区 分	予算現額 ①	9月30日現在 支出済額	3月31日現在 支出済額 ②	予算残額 ①－②	執行率 ②/①
1 議 会 費	212,380	110,922	208,788	3,592	98.3
2 総 務 費	11,828,706	7,214,762	9,522,651	2,306,055	80.5
3 民 生 費	11,576,238	4,422,221	10,409,273	1,166,965	89.9
4 衛 生 費	2,320,750	677,908	1,883,093	437,657	81.1
5 農 林 水 産 業 費	1,413,818	310,121	981,691	432,127	69.4
6 商 工 費	3,111,683	1,393,274	2,737,008	374,675	88.0
7 土 木 費	3,309,884	853,614	2,140,102	1,169,782	64.7
8 消 防 費	1,516,812	527,892	1,215,947	300,865	80.2
9 教 育 費	5,101,001	856,603	2,984,408	2,116,593	58.5
10 災 害 復 旧 費	983,303	25,052	214,603	768,700	21.8
11 公 債 費	3,982,791	2,000,462	3,981,380	1,411	100.0
12 予 備 費	17,581	0	0	17,581	0.0
歳 出 合 計	45,374,947	18,392,831	36,278,944	9,096,003	80.0

※上記の金額には、繰越明許費は含まれていません。

- 令和３年３月３１日までに収支原因が発生したものについては、**４月１日から５月３１日まで出納整理期間**が設けられており、令和元年度分の出納事務を行うことができます。よって、歳入における**収入率**と歳出に係る**執行率**は**５月末まで変更する**ことになります。
- 『宇城市「財政状況」の作成及び公表に関する条例』により、毎年５月と１１月に財政状況を公表しています。令和２年度の決算状況は次回の１１月公表において公表します。

2 特別会計等の予算執行状況

(1) 特別会計

5つの会計を設置して経理をしている特別会計の収入率及び執行率は以下のとおりです。

表9（令和2年度特別会計 予算執行状況）

■ 歳 入 ■

(単位：千円、%)

会 計 区 分	予算現額 ①	9月30日現在 収入済額	3月31日現在 収入済額 ②	差引額 ①－②	収入率 ②/①
1 国民健康保険	7,900,715	2,857,772	7,031,088	869,627	89.0
2 後期高齢者医療	879,861	235,002	856,617	23,244	97.4
3 介護保険	7,364,528	3,319,542	7,215,100	149,428	98.0
4 奨 学 金	26,356	8,134	27,157	▲ 801	103.0
歳 入 合 計	16,171,460	6,420,450	15,129,962	1,041,498	93.6

■ 歳 出 ■

(単位：千円、%)

会 計 区 分	予算現額 ①	9月30日現在 支出済額	3月31日現在 支出済額 ②	予算残額 ①－②	執行率 ②/①
1 国民健康保険	7,900,715	3,038,475	7,592,372	308,343	96.1
2 後期高齢者医療	879,861	181,641	771,564	108,297	87.7
3 介護保険	7,364,528	2,706,596	6,427,933	936,595	87.3
4 奨 学 金	26,356	2,660	3,981	22,375	15.1
歳 出 合 計	16,171,460	5,929,372	14,795,850	1,375,610	91.5

3つの会計を設置して経理をしている企業会計の収入率及び執行率は以下のとおりです。

表10（令和2年度企業会計 予算執行状況）

■ 収 入 ■

(単位：千円、%)

区 分		予算現額 ①	9月30日現在 収入済額	3月31日現在 収入済額 ②	差引額 ①－②	収入率 ②/①
1 水道事業	収益的	1,181,336	455,635	1,159,512	21,824	98.2
	資本的	511,913	39,854	489,554	22,359	95.6
2 下水道事業	収益的	1,466,465	625,079	1,362,991	103,474	92.9
	資本的	816,154	148,273	379,313	436,841	46.5
3 市民病院事業	収益的	367,257	119,220	374,643	▲ 7,386	102.0
	資本的	14,213	0	14,211	2	100.0

■ 支 出 ■

(単位：千円、%)

区 分		予算現額 ①	9月30日現在 支出済額	3月31日現在 支出済額 ②	予算残額 ①－②	執行率 ②/①
1 水道事業	収益的	1,388,509	396,400	1,297,587	90,922	93.5
	資本的	562,950	210,720	478,599	84,351	85.0
2 下水道事業	収益的	1,454,184	282,604	1,365,420	88,764	93.9
	資本的	1,348,429	330,597	705,069	643,360	52.3
3 市民病院事業	収益的	504,594	181,809	482,267	22,327	95.6
	資本的	18,770	5,304	17,466	1,304	93.1

4 市民の税負担の状況

表 11 (令和 2 年度 現年課税分)

(令和3年3月31日現在)

区 分	課税調定額 (千円)	市民一人当たり (円)	一世帯当たり (円)	備 考
市民税 (個人)	2,173,147	37,383	87,839	人口 : 58,132 人 世帯 : 24,740 世帯
固 定 資 産 税	2,982,452	51,305	120,552	
軽 自 動 車 税	217,410	3,740	8,788	
市 た ば こ 税	398,225	6,850	16,096	
合 計	5,771,234	99,278	233,275	

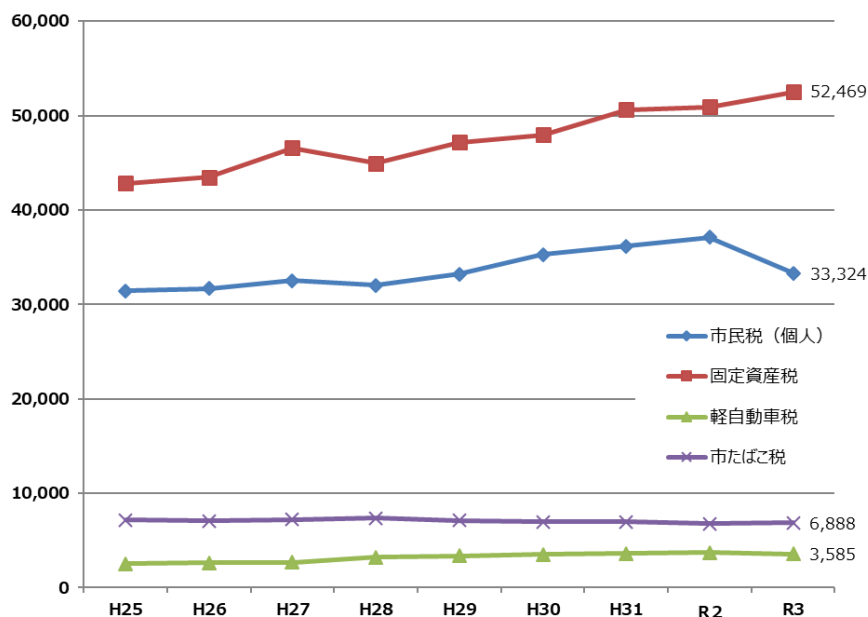
☆参考資料☆ 令和元年度 (令和 2 年 5 月公表数値)

(令和 2 年3月31日現在)

区 分	課税調定額 (千円)	市民一人当たり (円)	一世帯当たり (円)	備 考
市民税 (個人)	2,137,062	36,470	87,056	人口 : 58,598 人 世帯 : 24,548 世帯
固 定 資 産 税	2,992,190	51,063	121,891	
軽 自 動 車 税	212,628	3,629	8,662	
市 た ば こ 税	412,798	7,045	16,816	
合 計	5,754,678	98,207	234,425	

⌋ (注) 「市民一人当たり」の欄と「一世帯当たり」の欄の金額は、税目ごとの現年課税分の調定額を人口及び世帯数で、除した結果を表示しています。固定資産税及び軽自動車税の課税調定額には法人の課税分も含まれています。

図 6 (平成 25 年度以降の市民一人当たりの税負担推移/単位 : 円)



⑨ H25～R2 年度の値は、年度末の現年度分課税調定額を年度末の人口で除した値となります。

⑩ R3年度の値は、当初予算額の現年度分を R2 年度末現在の人口で除した値となります。

5 市債及び一時借入金の状況

1 市債の状況

市債 ・ ・ 生活基盤となる道路や下水道、学校などの資産を整備する際の財源として、1年を超える期間でお金を借入れること

※ 公共施設は現在の住民ばかりでなく、世代を超えて長く利用されるので、費用を分担していただくことが公平であるという考え方に基づいています。

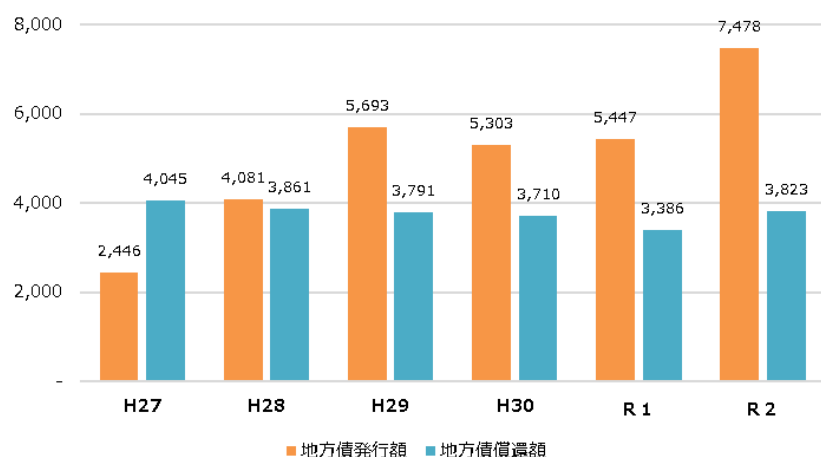
令和2年度末の市債残高は、特別会計等を含めて総額 538 億 6,013 万 2 千円となり、前年度末に比べ 29 億 9,332 万 4 千円の増額となる見込みです。その主な要因は、中学校施設の改築や学校給食センターの建設に伴う教育債の増加です。今後も大型事業等に対して多額の借入れを行えば、長期に渡って返済することとなりますので、国の財政措置（元利償還金の一部を普通交付税等により補てんする制度）が有利な市債を選択するなど、将来の負担が大きくなるよう計画的な借入れを行うことが重要になります。

表 12（目的別市債現在高）

（単位：千円、％）

区 分		令和元年度末 現在高 ①	令和２年度中増減（見込）		令和２年度末 現在高（見込） ①＋②－③	構成比
			借入額 ②	償還元金 ③		
一 般 会 計	1 普 通 債	25,170,367	6,644,700	2,628,852	29,186,215	69.5
	総 務 債	928,324	524,500	59,179	1,393,645	3.3
	民 生 債	109,096	17,100	15,861	110,335	0.3
	衛 生 債	5,808,334	1,600	672,890	5,137,044	12.2
	農 林 水 産 債	1,760,838	167,600	285,117	1,643,321	3.9
	商 工 債	313,529	47,700	8,873	352,356	0.8
	土 木 債	8,227,438	1,455,900	843,298	8,840,040	21.1
	消 防 債	1,178,294	1,712,000	75,006	2,815,288	6.7
	教 育 債	6,844,514	2,718,300	668,628	8,894,186	21.2
	2 災 害 復 旧 債	1,277,535	114,500	211,757	1,180,278	2.8
	単 独 災 害	666,553	70,400	140,965	595,988	1.4
	補 助 災 害	610,982	44,100	70,792	584,290	1.4
	3 そ の 他	11,886,129	718,500	982,208	11,622,421	27.7
	減 税 補 て ん 債	96,798	0	25,144	71,654	0.2
	臨 時 財 政 対 策 債	11,788,295	652,300	956,548	11,484,047	27.4
	そ の 他	1,036	66,200	516	66,720	0.2
小 計		38,334,031	7,477,700	3,822,817	41,988,914	100.0
	下 水 道 事 業	8,593,222	249,400	614,193	8,228,429	69.3
	水 道 事 業	3,886,693	109,700	412,696	3,583,697	30.2
	市 民 病 院 事 業	52,862	9,800	3,570	59,092	0.5
	小 計	12,532,777	368,900	1,030,459	11,871,218	100.0
合 計		50,866,808	7,846,600	4,853,276	53,860,132	100.0

図 7 (一般会計における地方債発行額と償還額の推移／単位：百万円)



平成 27 年度までは、地方債償還額が発行額を上回っていました。

しかし、平成 28 年度の熊本地震以降、災害復旧や防災関連施設などの整備に莫大な費用がかかったため、償還額を大幅に上回る新たな借金をしている状況です。

2 一時借入金の状況

一時借入金 ・ ・ 歳計現金に不足を生じた場合に、その期間の資金繰りのために金融機関などから一時的にお金を借り入れること

※ 一時借入金の最高額（限度額）は、その年度の予算によって定めることとなっています。

「一般会計」では、令和元年度に 30 億円の借入れ（令和 2 年 4 月に全額返済）、を行っています。
令和 2 年度中は、「一般会計」及び「特別会計」、「企業会計」での一時借入金の実績はありませんでした。

表 13 (一時借入金の状況)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

会計区分		最高額 (限度額) ※	令和元年度	令和2年度				R3年 4月末残高
			前年度末残高 (R2.3.31)	令和2年 4月末残高	令和2年5月以降の累計		年度末残高 (R3.3.31)	
					借入額	償還額		
一 般 会 計		4,000	3,000	0	0	0	0	0
特別 会計	国 民 健 康 保 険	1,000	0	0	0	0	0	0
	介 護 保 険	100	0	0	0	0	0	0
公営 企業	水 道 事 業	200	0	0	0	0	0	0
	下 水 道 事 業	1,200	0	0	0	0	0	0
	市 民 病 院 事 業	50	0	0	0	0	0	0

※ 一時借入における最高額とは、借入現在高の上限額であり、当該年度中の数回にわたる借入額の累計ではありません。

6 市有財産の状況

令和3年3月31日現在の市有財産の状況は以下のとおりです。

1 土地及び建物

○土地		(単位:㎡)			
区 分		令和2年9月30日現在	令和3年3月31日現在	増 減	備 考
庁舎	本庁	26,614.52	26,614.52	－	
	支所	37,389.48	28,018.04	▲ 9,371.44	(減少分) 旧小川支所用地区分変更 ▲8228.44 旧小川支所駐車場用地区分変更 ▲1143.00
その他の 行政施設	消 防 施 設	20,587.70	51,021.49	30,433.79	(増加分) 三角防災拠点センター用地区分変更 10317.00 小川防災拠点センター用地区分変更 8944.00 松橋西防災拠点センター用地区分変更 4787.00 豊野防災拠点センター用地区分変更 4304.00 不知火防災拠点センター用地区分変更 2081.79
	そ の 他 の 施 設	16,347.01	16,325.92	▲ 21.09	(減少分) 松橋学校給食センター用地区分訂正 ▲21.09
公 共 用 財 産	学 校	509,094.74	504,888.64	▲ 4,206.10	(減少分) 豊野小学校用地区分変更 ▲4206.10
	公 営 住 宅	272,955.58	275,235.20	2,279.62	(増加分) 松橋大野復興住宅用地区分変更 2279.62
	公 園	576,873.95	577,652.95	779.00	(増加分) 平原公園駐車場用地取得 779.00
	そ の 他 の 施 設	748,903.19	744,570.40	▲ 4,332.79	(増加分) 小川応急仮設住宅用地取得 6604.00 三角地区生涯学習センター用地取得 3285.00 旧宇土郡役所用地区分変更 2133.96 小川総合文化センター用地区分変更 427.44 (減少分) 三角地区生涯学習センター用地区分変更 ▲10317.00 松橋公民館用地区分変更 ▲4286.50 不知火老人福祉センター用地区分変更 ▲1838.04 中央公民館用地区分変更 ▲243.75 豊野学童保育所用地区分変更 ▲97.90
山 林		789,281.61	789,281.61	－	
田			－	－	
畑			－	－	
宅 地		91,597.01	88,962.55	▲ 2,634.46	(減少分) 旧宇土郡役所用地区分変更 ▲2133.96 松橋保育所用地区分変更 ▲500.50
雑 種 地		116,815.86	113,786.24	▲ 3,029.62	(減少分) 顔の家跡地区区分変更 ▲2279.62 戸馳療養所跡地売却 ▲750.00
そ の 他			－	－	
合 計		3,206,460.65	3,216,357.56	9,896.91	
○建物		(単位:㎡)			
区 分		令和2年9月30日現在	令和3年3月31日現在	増 減	備 考
庁舎	本庁	10,223.49	10,223.49	－	
	支所	6,164.39	5,911.49	▲ 252.90	(減少分) 旧小川支所区分変更 ▲252.90
その他の 行政施設	消 防 施 設	4,304.66	7,803.90	3,499.24	(増加分) 松橋東防災センター取得 1999.97 小川防災センター取得 1499.97
	そ の 他 の 施 設	3,477.03	7,327.90	3,850.87	(増加分) 宇城市学校給食センター取得 3850.87
公 共 用 財 産	学 校	97,796.95	101,280.86	3,483.91	(増加分) 松橋中学校屋内運動場取得 2377.62 松橋中学校武道館取得 1106.29
	公 営 住 宅	72,241.88	71,405.52	▲ 836.36	(減少分) 古水団地解体 ▲292.16 仲の江団地解体 ▲283.50 曲野南田団地解体 ▲101.50 下郷団地解体 ▲96.20 曲野橋川団地解体 ▲63.00
	公 園	838.94	794.94	▲ 44.00	(減少分) 塩屋浦公園倉庫・便所訂正 ▲44.00
	そ の 他 の 施 設	74,150.84	73,991.07	▲ 159.77	(増加分) 旧宇土郡役所区分変更 723.80 小川総合文化センター区分変更 252.90 青海保育園倉庫訂正 10.32 青海保育園園舎訂正 4.15 (減少分) 松橋公民館解体 ▲647.60 曲野児童館解体 ▲300.87 萩尾児童館解体 ▲202.47
田		－	－	－	
畑		－	－	－	
宅 地		4,093.76	3,369.96	▲ 723.80	(減少分) 旧宇土郡役所区分変更 ▲723.80
雑 種 地		－	－	－	
そ の 他		－	－	－	
合 計		273,291.94	282,109.13	8,817.19	

2 動産

区 分	令和2年9月30日現在	令和3年3月31日現在	増 減	備 考
船 船	1隻	1隻	-	
	総トン数5トン未満	総トン数5トン未満	-	

3 有価証券

(単位:千円)

区 分	令和2年9月30日現在	令和3年3月31日現在	増 減	備 考
株 券	10,605	10,605	-	

4 出資による権利

(単位:千円)

区 分	令和2年9月30日現在	令和3年3月31日現在	増 減	備 考
出 資 に よ る 権 利	4,598,979	4,598,979	-	【主な出資先】 上天草・宇城水道企業団 宇城ふるさと市町村圏基金

5 債権

(単位:千円)

区 分	令和2年9月30日現在	令和3年3月31日現在	増 減	備 考
奨 学 金 貸 付 金	63,497	64,222	725	
N P O 法 人 貸 付 金	4,600	2,300	△ 2,300	
下 水 道 受 益 者 負 担 金	7,710	6,343	△ 1,367	
災 害 援 護 資 金 貸 付 金	7,170	6,649	△ 521	
合 計	82,977	79,514	△ 3,463	

6 基金

(単位:千円)

区 分		令和2年9月30日現在	令和3年3月31日現在	増 減	備 考
普 通 会 計	財 政 調 整 基 金	9,924,393	9,925,282	889	
	減 債 基 金	730,315	771,730	41,415	
	ふ る さ と 水 と 土 保 全 基 金	52,450	52,452	2	
	社 会 福 祉 振 興 基 金	325,552	325,562	10	
	ア グ リ パ ー ク 豊 野 整 備 基 金	1,086	1,586	500	
	農 林 水 産 物 直 売 交 流 施 設 整 備 基 金	42,594	52,594	10,000	
	奨 学 基 金	79,138	79,138	-	
	地 域 振 興 基 金	3,977,610	3,923,252	△ 54,358	
	平 成 28 年 熊 本 地 震 復 興 基 金	443,789	346,450	△ 97,339	
	森 林 環 境 贈 与 税 基 金	3,843	15,371	11,528	
	小 計	15,580,770	15,493,417	△ 87,353	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 財 政 調 整 基 金	427,291	427,291	-	
	介 護 給 付 費 準 備 基 金	656,561	1,045,348	388,787	
	小 計	1,083,852	1,472,639	388,787	
合 計		16,664,622	16,966,056	301,434	

7 資料編（令和元年度決算に基づく県内市町村の財政指標等）

1 財政力指数、経常収支比率、健全化判断比率

自主財源の割合が25.0%と低いことから、財政力指数は前年度とほぼ横ばいの0.41となり、地方交付税に依存した脆弱な財政基盤と言えます。また、合併算定替の段階的縮減に伴う普通交付税の減少等により経常収支比率も高止まりの傾向にあります。健全化判断比率は、年々改善傾向にあります。県内団体と比較してみると実質公債費率は31位、将来負担比率は22位に位置しています。

団体名	財政力指数		経常収支比率		健全化判断比率（％）					
		順位	（％）	順位	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率		将来負担比率	順位
1 熊本市	0.71	3	91.6	19	-（11.25）	-（16.25）	6.6	15	126.7	45
2 八代市	0.50	9	94.8	29	-（11.69）	-（16.69）	9.6	36	95.9	42
3 人吉市	0.44	12	99.9	43	-（13.55）	-（18.55）	5.0	6	64.4	39
4 荒尾市	0.48	11	91.1	15	-（13.09）	-（18.09）	9.3	34	-	1
5 水俣市	0.37	19	101.7	45	-（13.73）	-（18.73）	10.7	42	52.6	36
6 玉名市	0.44	12	99.7	41	-（12.60）	-（17.60）	8.1	25	0.3	21
7 山鹿市	0.33	23	99.8	42	-（12.67）	-（17.67）	9.5	35	-	1
8 菊池市	0.44	12	97.3	38	-（12.80）	-（17.80）	10.5	41	4.0	24
9 宇土市	0.52	8	95.5	35	-（13.61）	-（18.61）	9.8	39	2.7	23
10 上天草市	0.25	29	97.7	40	-（13.32）	-（18.32）	11.9	44	-	1
11 宇城市	0.41	16	95.0	32	-（12.65）	-（17.65）	8.9	31	2.0	22
12 阿蘇市	0.36	21	95.0	32	-（13.42）	-（18.42）	7.5	18	57.1	38
13 天草市	0.27	27	95.0	32	-（11.75）	-（16.75）	9.2	32	25.3	30
14 合志市	0.68	5	91.2	16	-（12.94）	-（17.94）	5.7	9	-	1
市平均	0.44		96.1				8.7		47.9	
15 美里町	0.24	31	94.4	25	-（15.00）	-（20.00）	5.9	11	-	1
16 玉東町	0.31	24	94.4	25	-（15.00）	-（20.00）	4.5	4	-	1
17 南関町	0.41	16	91.9	21	-（15.00）	-（20.00）	8.1	25	7.0	25
18 長洲町	0.55	7	94.9	31	-（15.00）	-（20.00）	7.6	19	47.0	35
19 和水町	0.25	29	94.8	29	-（15.00）	-（20.00）	10.1	40	-	1
20 大津町	0.77	2	89.7	12	-（13.75）	-（18.75）	9.6	36	-	1
21 菊陽町	0.98	1	93.1	23	-（13.59）	-（18.59）	6.6	15	-	1
22 南小国町	0.21	39	89.2	10	-（15.00）	-（20.00）	5.9	11	12.0	26
23 小国町	0.24	31	90.0	13	-（15.00）	-（20.00）	9.7	38	34.7	32
24 産山村	0.16	42	89.5	11	-（15.00）	-（20.00）	8.3	28	-	1
25 高森町	0.24	31	87.8	3	-（15.00）	-（20.00）	5.7	9	-	1
26 西原村	0.42	15	94.4	25	-（15.00）	-（20.00）	5.4	7	-	1
27 南阿蘇村	0.26	28	100.5	44	-（14.98）	-（19.98）	8.0	22	24.7	29
28 御船町	0.37	19	94.7	28	-（15.00）	-（20.00）	8.2	27	98.6	43
29 嘉島町	0.69	4	96.5	37	-（15.00）	-（20.00）	7.6	19	68.7	40
30 益城町	0.56	6	93.7	24	-（13.94）	-（18.94）	7.9	21	32.2	31
31 甲佐町	0.31	24	88.1	5	-（15.00）	-（20.00）	6.4	14	55.1	37
32 山都町	0.22	37	84.3	2	-（14.01）	-（19.01）	4.8	5	16.6	27
33 氷川町	0.29	26	96.4	36	-（15.00）	-（20.00）	5.9	11	39.8	33
34 芦北町	0.34	22	92.1	22	-（14.40）	-（19.40）	4.1	2	-	1
35 津奈木町	0.23	35	87.8	3	-（15.00）	-（20.00）	1.8	1	-	1
36 錦町	0.40	18	91.6	19	-（15.00）	-（20.00）	9.2	32	76.5	41
37 多良木町	0.24	31	88.3	8	-（15.00）	-（20.00）	8.6	30	41.7	34
38 湯前町	0.17	41	97.4	39	-（15.00）	-（20.00）	4.2	3	-	1
39 水上村	0.15	43	88.1	5	-（15.00）	-（20.00）	8.0	22	-	1
40 相良村	0.20	40	91.5	17	-（15.00）	-（20.00）	8.0	22	18.1	28
41 五木村	0.22	37	88.2	7	-（15.00）	-（20.00）	7.0	17	-	1
42 山江村	0.15	43	90.2	14	-（15.00）	-（20.00）	10.7	42	-	1
43 球磨村	0.14	45	83.2	1	-（15.00）	-（20.00）	5.5	8	-	1
44 あさぎり町	0.23	35	88.9	9	-（14.31）	-（19.31）	8.3	28	-	1
45 苓北町	0.50	9	91.5	17	-（15.00）	-（20.00）	13.0	45	107.6	44
町村平均	0.34		91.5				7.2			
市町村平均	0.37		92.9				7.7			

※平均（市平均、町村平均、市町村平均）は単純平均。

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の（ ）内は、早期健全化基準を記載。また、実質公債費比率は一律25%、将来負担比率は一律350%。

2 健全化判断比率の推移

宇城市では、普通交付税の合併特例期間終了後の影響を見据え、後年度に円滑な財政運営を行うためには、各比率のさらなる改善が必要と判断し、財政調整基金などの充当可能基金の増資、地方債現在高の縮小や公営企業の健全化、職員数の削減による退職負担金の縮小など様々な財政健全化施策に取り組んできました。その結果、健全化判断比率は年々改善され、右肩下がりの改善カーブを描いています。

(単位：%)

比率名	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—	12.65	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—	17.65	30.00
実質公債費比率	13.1	12.2	11.9	11.7	11.1	10.2	8.9	25.0	35.0
将来負担比率	66.4	58.6	41.3	40.7	26.1	5.4	2.0	350.0	

※実質赤字比率・連結実質赤字比率は黒字のため、「—（該当なし）」で表示しています。

図 8（健全化判断比率等の会計対象範囲）

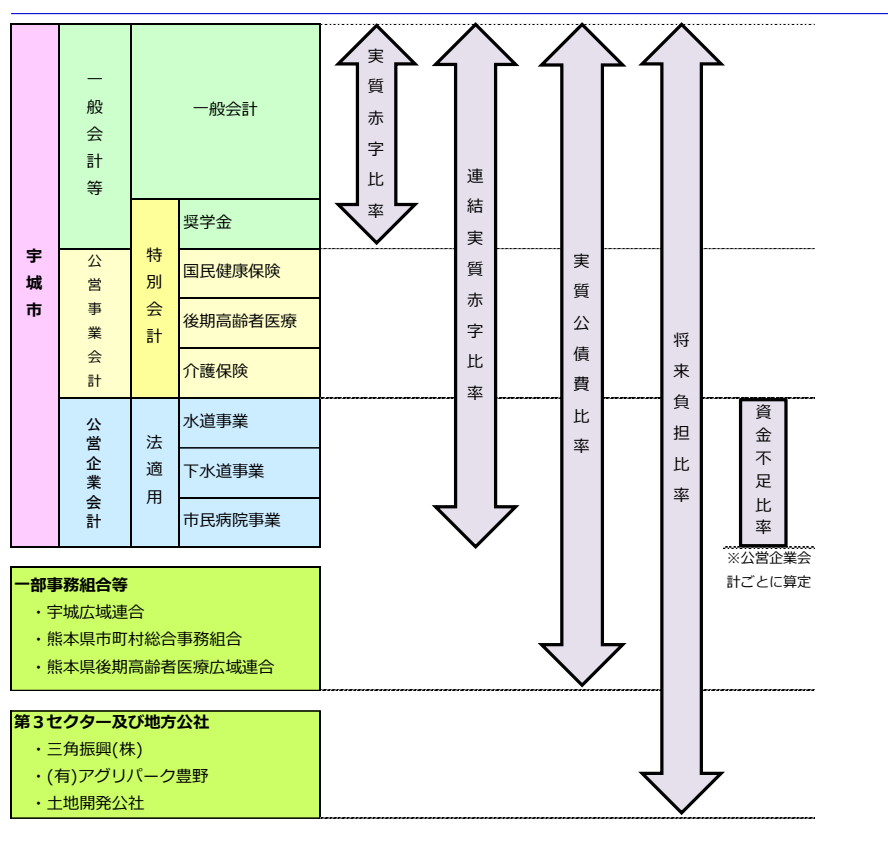
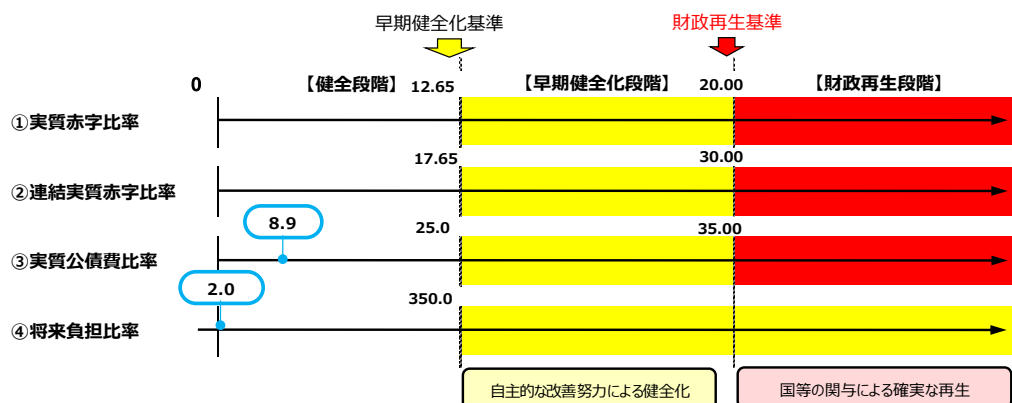


図 9（早期健全化段階・財政再生段階のイメージ）



3 地方債・基金の残高

令和元年度末の地方債残高は、松橋総合体育文化センター大規模改修や防災拠点センター建設事業などに伴い多額の借入れを行ったことから 383 億 34 百万円（前年度比＋28 億 46 百万円）となり、県内でも 41 位と下位に位置しています。

また、基金残高は財政調整基金やふるさと応援寄付を財源とした地域振興基金を新たに積み増したことで 151 億 12 百万円（前年度比＋8 億 22 百万円）となり、県内でも 2 番目に多い金額ですが、住民一人当たりを見ると 25 万 6 千円で中位（20 位）に位置しています。

団 体 名	地方債残高		住民一人当たり の地方債残高		基金残高		住民一人当たり の基金残高		人 口（人） （R2.1.1現在）
	（百万円）	順位	（千円）	順位	（百万円）	順位	（千円）	順位	
1 熊 本 市	481,313	45	656	19	22,892	1	31	45	733,721
2 八 代 市	71,248	44	562	12	7,372	10	58	42	126,667
3 人 吉 市	16,111	29	499	8	1,345	41	42	44	32,282
4 荒 尾 市	15,722	28	301	1	6,584	12	126	37	52,252
5 水 俣 市	15,536	27	640	17	2,651	27	109	41	24,275
6 玉 名 市	35,204	40	532	10	9,174	6	139	34	66,223
7 山 鹿 市	34,481	39	668	21	14,719	4	285	19	51,599
8 菊 池 市	34,342	38	707	25	10,832	5	223	24	48,592
9 宇 土 市	19,755	34	533	11	5,893	13	159	32	37,043
10 上天草市	17,810	33	666	20	8,110	8	303	17	26,756
11 宇 城 市	38,334	41	650	18	15,112	2	256	20	58,941
12 阿 蘇 市	21,521	37	830	31	4,820	17	186	29	25,924
13 天 草 市	53,365	43	670	22	15,058	3	189	28	79,694
14 合 志 市	21,355	36	341	2	7,823	9	125	38	62,640
市 平 均	62,578		590		9,456		159		
15 美 里 町	8,181	21	826	30	3,502	21	354	15	9,903
16 玉 東 町	2,221	2	424	5	2,027	36	387	13	5,240
17 南 関 町	6,983	16	725	27	2,759	24	286	18	9,633
18 長 洲 町	5,829	14	363	3	745	45	46	43	16,075
19 和 水 町	7,862	19	798	29	7,180	11	729	3	9,848
20 大 津 町	16,990	32	484	7	4,683	18	133	35	35,125
21 菊 陽 町	16,139	30	381	4	4,979	16	118	40	42,306
22 南小国町	3,367	7	838	33	1,394	40	347	16	4,019
23 小 国 町	6,233	15	886	34	1,017	42	145	33	7,036
24 産 山 村	2,175	1	1,438	42	943	43	624	5	1,512
25 高 森 町	5,040	12	791	28	2,697	26	423	12	6,374
26 西 原 村	9,476	23	1,401	41	3,914	20	579	8	6,764
27 南阿蘇村	20,578	35	1,970	44	5,121	15	490	10	10,444
28 御 船 町	16,370	31	969	35	2,098	32	124	39	16,892
29 嘉 島 町	7,931	20	832	32	2,080	33	218	25	9,537
30 益 城 町	38,847	42	1,174	40	5,506	14	166	31	33,099
31 甲 佐 町	11,177	26	1,056	39	2,116	31	200	26	10,587
32 山 都 町	8,266	22	563	13	2,624	28	179	30	14,677
33 氷 川 町	7,472	18	634	16	2,699	25	229	23	11,791
34 芦 北 町	10,009	24	589	15	4,177	19	246	21	16,983
35 津奈木町	2,299	3	506	9	3,114	23	685	4	4,545
36 錦 町	4,915	11	466	6	2,042	35	194	27	10,552
37 多良木町	5,438	13	577	14	2,302	30	244	22	9,429
38 湯 前 町	2,681	4	704	24	1,871	37	491	9	3,809
39 水 上 村	3,831	10	1,769	43	3,119	22	1,440	2	2,166
40 相 良 村	3,123	5	710	26	1,569	38	357	14	4,398
41 五 木 村	3,128	6	2,926	45	2,442	29	2,284	1	1,069
42 山 江 村	3,437	8	999	37	2,062	34	599	6	3,442
43 球 磨 村	3,593	9	1,002	38	1,560	39	435	11	3,585
44 あさぎり町	10,417	25	681	23	8,982	7	587	7	15,302
45 苓 北 町	7,113	17	998	36	926	44	130	36	7,129
町 村 平 均	8,423		919		2,976		434		
市 町 村 平 均	25,272		816		4,992		349		

※平均（市平均、町村平均、市町村平均）は単純平均。

※本頁の地方債残高は、令和元年度普通会計決算統計に基づいた数値のため、一般会計の地方債残高とは実合しません。

4 消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分の使途について

令和3年度の地方消費税交付金の増収分については、次のとおり、本市の社会保障経費に要する一般財源の一部として活用することとしています。

(歳入)

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）

464,380 千円

(歳出)

地方消費税交付金の増収分を充てた社会保障施策に要する経費

12,081,758 千円

(単位：千円)

事業名			経費	財源内訳			
				特定財源		一般財源	
				国・県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	生活保護事業	生活扶助、医療扶助、介護扶助など	832,496	625,736	2	16,336	190,422
	高齢者福祉事業	老人ホーム入所措置費負担金、老人クラブ連合会補助金など	278,549	102,840	17,020	12,538	146,151
	母子福祉事業	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療助成費など	316,843	115,985	1	15,869	184,988
	障害者福祉事業	自立支援給付費、重度心身医療費助成金など	2,258,046	1,630,663	3,774	49,271	574,338
	児童福祉事業	保育園運営費、児童手当、放課後児童育成事業委託料など	4,476,874	3,004,053	99,239	108,526	1,265,056
	その他の福祉事業	社会福祉協議会補助金、民生委員児童委員協議会補助金など	85,692	1,185	83	6,670	77,754
	小計		8,248,500	5,480,462	120,119	209,210	2,438,709
社会保険	国民健康保険事業	国民健康保険特別会計繰出金（事務費、出産育児一時金など）	568,345	296,765	0	21,457	250,123
	後期高齢者医療事業	熊本県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金など	1,182,028	185,889	376	78,675	917,088
	介護保険事業	介護保険特別会計繰出金（事務費、介護給付、地域支援事業など）	1,080,240	74,313	0	79,478	926,449
	その他の保険事業	共済組合負担金に係る基礎年金拠出金及び育児休業手当負担金	96,326	0	0	7,611	88,715
	小計		2,926,939	556,967	376	187,221	2,182,375
保健衛生	健康増進事業	個別・集団健診業務委託料、健康づくり地域活動補助金など	294,738	3,117	795	22,978	267,848
	病院事業	病院事業会計出資金・補助金・負担金	91,032	0	0	7,192	83,840
	母子保健事業	こども医療扶助、妊婦乳幼児健診業務委託料など	184,371	27,541	827	12,326	143,677
	疾病予防事業	予防接種業務委託料、個別予防接種補助金など	219,790	13,886	0	16,268	189,636
	その他の保健事業	公的病院等運営助成補助金、休日当番医事業委託料など	116,388	0	137	9,185	107,066
	小計		906,319	44,544	1,759	67,949	792,067
合計			12,081,758	6,081,973	122,254	464,380	5,413,151

※ 消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

※ 増収分は、上記の社会保障施策に要する一般財源の比率により按分して充当しています。

8 財政用語の解説

索引	財政用語	説明
あ行	依存財源	地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債など、国や県等により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入で、市独自に定めることができないものです。
	一般会計	地方公共団体の会計の中心をなすもので、教育や福祉、公共施設の整備など市民の皆さまに身近なものに使われる経費を計上した会計です。
	一般財源	財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源です。 ※ 市税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金など
か行	企業会計	民間企業のようにその事業で収益をあげて、かかる経費を賄っている企業会計方式の会計です。 ※ 宇城市の場合 = 水道事業会計、下水道事業会計、宇城市民病院事業会計
	基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入などを一定の方法で算定した額です。実際の収入ではないことに注意が必要です。
	基準財政需要額	普通交付税の算定に用いるもので、合理的かつ妥当な水準で行政を運営した場合にかかる経費を一定の方法で算定した額です。実際の支出ではないことに注意が必要です。
	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減できない極めて硬直性が高い経費のことです。職員給等の人件費、生活保護費等の扶助費及び市債の元利償還金である公債費からなっています。
	経常収支比率	人件費、扶助費、公債費などのように毎年度経常的に支出する経費に、市税、地方交付税等の経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標です。この比率が高くなると、臨時的経費に回せる資金が少なくなるため、財政が硬直していると言われます。
さ行	財政力指数	普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で割った値の過去3年間の平均値を指します。地方公共団体の財政力を示す指標で、この指数が1を超える場合（基準財政収入額が基準財政需要額を上回る場合）は、普通交付税の不交付団体となります。
	自主財源	地方税、使用料及び手数料等、地方公共団体が自主的に収入できる財源のことです。地方財政の自主性を高めるため、自主財源の確保が求められています。
	実質赤字比率	健全化判断比率の一つで、当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額を見るもので、実質赤字額の標準財政規模に占める割合を表したものです。これが生じた場合は赤字の早期解消に努める必要があります。
	実質公債費比率	健全化判断比率の一つで、一般会計が負担する実質的な公債費相当額（元利償還金、公営企業債に対する繰出金など公債費に準ずるもの等）の標準財政規模に占める割合の過去3年間の平均値を表したものです。これが18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると早期健全化団体、35%を超えると財政再生団体となります。
	将来負担比率	健全化判断比率の一つで、一般会計が将来的に負担すべき実質的な債務（市債等）の標準財政規模に占める割合です。この割合が高くなるとこれらの債務が将来的に財政を圧迫する可能性があり、その解消に努める必要があります。一般的に、基金（預貯金）残高が少なく、市債（借金）残高が多いと比率が高くなります。

索引	財政用語	説明
た行	投資的経費	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費からなっています。
	特定財源	一般財源とは反対に、財源の使途が特定されているものです。 ※ 国庫支出金、県支出金、地方債、使用料、手数料、分担金、負担金など
	特別会計	特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計です。国民健康保険事業や介護保険事業のように法律でその設置が義務付けられているものと、条例により設置するものがあります。
は行	標準財政規模	地方公共団体の一般財源の標準規模を示すものです。通常、標準的に徴収し得るであろうと考えられる税収入額に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えたものです。
	普通会計	地域の特性や施策の違いなどにより会計区分が異なる自治体の財政状況を全国の自治体と同じ基準で比較できるよう国がルール化した会計のことで、宇城市には一般会計と奨学金特別会計があります。
ら行	臨時財政対策債	国から地方に配分される地方交付税の不足分の一部を地方自治体が借金をして補てんする市債のことで、その元利償還金が後年度の普通交付税の基準財政需要額として全額算入されます。他の市債と違い、自由に使える地方交付税の代わりとしての借金ですので、建物の建設など使途が特定されないという特徴があります。
	連結実質赤字比率	健全化判断比率の一つで、一般会計、特別会計（国民健康保険、後期高齢者医療保険）、企業会計（水道事業、下水道事業等）における実質赤字が標準財政規模に占める割合です。これが、生じた場合は赤字の早期解消に努める必要があります。